

写

3人委給第409号
令和3年9月22日

福岡県議会議長 秋 田 章 二 殿

福岡県知事 服 部 誠 太 郎 殿

福岡県人事委員会委員長 井 手 和 英

福岡県の職員の給与等に関する報告及び勧告について

福岡県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、一般職に属する福岡県の職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せて給与の改定について別紙第2のとおり勧告します。

なお、同法に規定するこの制度の趣旨に鑑み、この勧告の完全な実現のため、速やかに所要の措置をとられるよう要請します。

報 告

本委員会は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の給与等の実態、民間の給与、生計費その他の職員の給与決定等に関係のある諸事情について調査し、検討を行ってきたので、その結果を報告する。

1 人事委員会勧告制度の基本的な考え方

地方公務員法において、職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、「社会一般の情勢に適応するように、随時、適当な措置を講じなければならない」とするとともに、給与については、「生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と、給与以外の勤務条件については、「国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならない」としている。

また、地方公務員には、その地位の特殊性及び職務の公共性に鑑み、憲法で保障された労働基本権が制約されていることから、その労働基本権制約の代償措置として、人事委員会の勧告制度が設けられている。

これらを踏まえ、本委員会は、県内民間事業所における給与等の実態、国や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を総合的に検討し、職員の給与等に関し報告及び勧告を行っている。中でも、職員の給与水準の決定に当たっては、社会一般の情勢に適応した適正な給与を確保するため、県内民間事業所の従業員の給与を詳細に調査・把握し、職員の給与水準を民間事業所の従業員のそれと均衡させることを基本としている。

2 職員の給与

本委員会は、本年4月1日現在における職員の給与等の実態を把握するため、「令和3年県職員給与等実態調査」を実施したが、その概要は次のとおりである。

(1) 職員の構成

職員には、その従事する職務の種類に応じ、行政職、医療職、研究職、特定

獣医師職、公安職、教育職、任期付職員の7種9給料表が適用されている。職員数は、全職員で39,289人（昨年39,280人）、行政職給料表適用職員で8,854人（同8,884人）であり、平均年齢は、全職員で41.1歳（昨年41.3歳）、行政職給料表適用職員で41.7歳（同41.8歳）である。（参考資料第1表）

職員数を10年前の平成23年4月と比較すると、全職員で9,691人（19.8%）（うち、行政職給料表適用職員では127人（1.4%））減少し、平均年齢は、全職員で3.0歳（行政職給料表適用職員では1.6歳）低下している。

なお、10年前と比較して全職員数が大きく減少しているのは、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）の改正により、平成29年4月1日から、指定都市が設置する義務教育諸学校の教職員に係る給与等については指定都市が負担することとされたためである。

[参考] 全職員数：平成28年4月1日（48,738人）、平成29年4月1日（38,220人）

(2) 平均給与月額

行政職給料表適用職員（8,854人）の平均給与月額は382,794円（昨年383,268円）であり、医療職給料表等他の給料表の適用を受ける職員を含めた全職員（39,289人）の平均給与月額は396,012円（同396,975円）である。（参考資料第3表）

なお、平均給与月額について、給料表水準の引下げ改定が始まった平成14年度の改定前の額と比較すると、行政職給料表適用職員では8.2%、全職員では12.8%、それぞれ減少している。

3 民間の給与

(1) 最近の状況

「毎月勤労統計調査地方調査」（福岡県、事業所規模30人以上）によると、本年4月のパートタイム労働者を含む常用労働者の所定内給与の額及び所定外給与の額（参考資料第24表から算出した額）は、いずれも昨年同月に比べ2.0%の増加となっている。

（注）「所定外給与の額」は、参考資料第24表中、「きまって支給する給与の額」から「所定内給与の額」を差し引いた額

(2) 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与と民間の給与との比較・検討を行うため、人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会等と共同して、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所1,957事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した506事業所を対象に、「令和3年職種別民間給与実態調査」を実施し、本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等を詳細に調査するとともに、特別給や諸手当の支給状況等について調査した。なお、本年は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症に対処する医療現場の厳しい環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。(参考資料第13表～第22表)

ア 初任給の状況

民間における初任給の改定状況をみると、新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で29.9%（昨年28.2%）、高校卒で13.0%（同17.8%）となっている。そのうち、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で29.7%（同36.1%）、高校卒で26.6%（同47.1%）であり、大学卒で6.4ポイント、高校卒で20.5ポイントそれぞれ減少している。一方、初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で70.3%（同63.9%）、高校卒で73.4%（同52.9%）であり、大学卒で6.4ポイント、高校卒で20.5ポイントそれぞれ増加している。

(参考資料第14表)

イ 給与改定の状況

民間における給与改定の状況をみると、表1のとおり、係員について、ベースアップを実施した事業所の割合は30.6%（昨年30.1%）、ベースダウンを実施した事業所の割合は0.4%（同0.0%）となっている。

表1 民間における給与改定の状況

(単位:%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベース改定 の慣行なし
係員	30.6	15.2	0.4	53.8
課長級	22.3	15.8	0.5	61.4

(注) ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計した。

また、民間における定期昇給の実施状況をみると、表2のとおり、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は84.9%（昨年86.0%）となっている。昇給額については、昨年に比べて増額となっている事業所の割合は19.2%（昨年22.0%）、減額となっている事業所の割合は9.5%（同8.3%）となっている。

表2 民間における定期昇給の実施状況

(単位:%)

項目 役職段階	定期昇給制度あり						定期昇給 制度なし
	定期昇給実施					定期昇給 中止	
	増額	減額	変化なし				
係員	86.5	84.9	19.2	9.5	56.2	1.6	13.5
課長級	73.7	71.6	16.6	6.2	48.8	2.1	26.3

(注) 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

4 本年の職員給与と民間給与との比較

(1) 月例給

「令和3年県職員給与等実態調査」及び「令和3年職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、公務にあつては人事院が民間給与との比較に用いる行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員(行政職給料表適用職員のうち、福祉職、海事職及び医療技術職員等並びに本年度の新規学卒の採用者等を除く7,732人)、民間にあつてはこれに相当する事務・技術関係職種の職務に従事する者について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくすると認められる者同士の本年4月分の給与額を対比させ、精密に比較(ラスパイレス方式)したところ、その較差は、表3のとおり、職員の給与が民間の給与を1人当たり平均37円(0.01%)上回っていた。(参考資料第4表、第16表)

表3 職員給与と民間給与との較差

民間の給与(A)	行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員に相当する職員の給与(B)	較 差 (A) - (B) $\left[\frac{(A)-(B)}{(B)} \times 100 \right]$
367,607円	367,644円	△37円 (△0.01%)

(2) 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、表4のとおり、年間で平均所定内給与月額 \times 4.31月分に相当しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.14月分上回っていた。

表4 民間における特別給の支給状況

平均所定内給与月額	下半期 (A1)	344,263円
	上半期 (A2)	347,472円
特別給の支給額	下半期 (B1)	720,408円
	上半期 (B2)	770,273円
特別給の支給割合	下半期 (B1)/(A1)	2.09月分
	上半期 (B2)/(A2)	2.22月分
	年 間	4.31月分

(注) 「下半期」とは令和2年8月から令和3年1月まで、「上半期」とは令和3年2月から7月までの期間をいう。

5 職員給与と国家公務員給与との比較

(1) ラスパイレス指数

総務省が行った地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員の令和2年4月1日における給与水準について、その俸給の月額と給料の月額とを対比させて比較、算出したラ

スパイレス指数は100.8となっている。

表5 職員と国家公務員との比較（ラスパイレス指数）

国家公務員	職員
100.0	100.8

(2) 平均給与月額

行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員と、これに相当する職員とを比較すると、本年4月の平均の給料(俸給)の月額では、職員(325,976円)が国家公務員(325,827円)を149円上回っているが、諸手当を加えた平均給与月額では、職員(367,644円)が国家公務員(407,153円)を39,509円下回っている。

表6 民間給与との比較を行う国家公務員及び職員の平均給与月額

職員区分	平均給与月額		
	平均給与月額	給料(俸給)の月額	諸手当月額
	円	円	円
国家公務員(A)	407,153	325,827	81,326
職員(B)	367,644	325,976	41,668
(A) - (B)	39,509	△149	39,658

(注) 国家公務員及び本県職員の平均給与月額、給料(俸給)の月額及び諸手当月額は、令和3年の人事院勧告参考資料第3表その1及び本県勧告参考資料第4表による。

6 物価及び生計費

本年4月の全国及び福岡市の消費者物価指数は、いずれも昨年同月に比べ0.4%低下している。(参考資料第24表)

また、本委員会が家計調査を基礎として算定した本年4月における福岡市の標準生計費は、表7のとおりである。(参考資料第23表)

表7 本年4月における福岡市の標準生計費

1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯
107,780円	174,160円	184,630円	195,080円	205,580円

7 人事院の勧告等

人事院は、本年8月10日、国家公務員の給与に関する報告及び勧告を行い、併せて人事管理に関する報告を行った。

月例給については、国家公務員給与が民間給与を平均19円上回っていたが、その較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、改定を行わないこととした。また、特別給については、国家公務員の年間の平均支給月数が民間事業所における昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給割合を上回ったことから、0.15月分の引下げを勧告した。

国家公務員の人事管理に関する報告においては、「人材の確保及び育成」、「妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援」、「良好な勤務環境の整備」及び「定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進」について、国家公務員が置かれている現状や課題を認識し、対応策を示した。

また、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるため、「国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出」を行った。

これらの概要は、別記のとおりである。

む す び

職員の給与決定に係る諸情勢については以上述べてきたとおりである。また、給与以外の勤務条件や人事管理に関する状況・課題等を踏まえて総合的に検討した結果、職員の給与その他の勤務条件等についての本委員会の意見は、次のとおりである。

1 給与について

(1) 本年の給与の改定

ア 月例給

前記4(1)のとおり、本年4月分の給与において、職員の月例給が民間給与を37円(0.01%)上回っていたが、民間給与との較差が極めて小さく、給料表及び諸手当の適切な改定が困難であること、また、人事院が本年の月例給の改定を行わなかったことを踏まえ、月例給の改定を行わないこととする。

イ 特別給

前記4(2)のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間の平均支給月数(4.45月分)が民間事業所の特別給の支給割合を0.14月分上回っていた。このため、特別給については、昨年8月から本年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合との均衡を図るため、支給月数を0.15月分引き下げ、4.30月分とする必要がある。

支給月数の引下げ分は、民間の支給状況等を踏まえ、期末手当から差し引くこととし、本年度については、12月期の期末手当から差し引き、令和4年度以降においては、6月期及び12月期における期末手当が均等になるよう支給月数を定めることが適当である。

また、再任用職員、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き下げる必要がある。

(2) その他の課題

獣医師は、家畜伝染病の予防・まん延防止や食の安全・安心の確保など、その役割がより重要となっている。また、全国で初めてとなる「福岡県ワンヘル

「ワンヘルス推進基本条例」を制定した本県では、ワンヘルスの理念の浸透と実践のための行動計画の策定が進められており、人の健康や環境の保全に関する機能をもつ保健環境研究所と、家畜に加え、法令がなく所管省庁が判然としない愛玩動物や野生動物の保健衛生を担う動物保健衛生所が相互に連携して、ワンヘルスの理念を実践するワンヘルスセンターを設置することとされていることから、獣医師の果たす役割は一層重要となる。今後も優秀な獣医師を継続的かつ安定的に確保していく必要がある。

しかしながら、獣医師の確保は全国的な課題となっており、近年、他の都道府県において、初任給調整手当の新設や増額などの処遇の見直しが行われている。

このため、本県においても、その動向等に留意しつつ、初任給調整手当等の処遇改善について検討する必要がある。

2 人材の確保及び育成について

(1) 有為な人材の確保

近年、少子化の進行による受験者年齢層人口の減少や民間企業における採用活動の活発化・早期化、国や他自治体等との競争激化などの影響により、職員採用試験の受験者の減少傾向が顕著となり、優秀な人材の確保が喫緊の課題となっている。

加えて、新型コロナウイルス感染症への対応や災害対応等のため、技術系の採用予定数が増加しており、受験者の確保が急務となっている。

本委員会では、本県職員の仕事の魅力ややりがいを発信し、有為な人材の確保につなげるため、事務系・技術系職員別及び女性を対象としたガイダンス、大学等で開催される就職説明会、福岡県ホームページ作成等による広報活動に取り組んできた。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点や、広く九州圏外の学生等にも魅力をアピールするため、場所の制約を受けずに参加できるオンラインによる説明会の開催、職種ごとの仕事内容を職員自らが紹介する動画を作成してインターネット上で公開するなど、新たな取組を進めてきたとこ

ろである。

今後も、任命権者と緊密に連携を図り、職種ごとにやりがいや魅力を伝え、志望意欲を喚起できるようなオンラインによるイベントなど、より有効な受験者確保策に積極的に取り組んでいく。

(2) 女性の活躍推進

任命権者においては、女性職員一人ひとりが能力を最大限に発揮することによって、組織の活力向上及び政策方針決定過程への参画拡大を図るため、特定事業主行動計画に基づき女性職員の登用を行っており、一定の成果をあげているところである。

今後は、この春に策定した新たな計画に基づいた積極的な登用や人材育成、職員の意識改革、ワーク・ライフ・バランスの推進等を通じて、女性職員の活躍をより一層推進していく必要がある。

本委員会としては、引き続き任命権者と協力しながら、女性を対象としたガイダンス等を通じて、公務の魅力やキャリアパス、働きやすい勤務環境等について、具体的イメージを発信し、積極的な広報を行うことで、優秀な女性人材の確保に努めていく。

(3) 人事評価制度に基づく適正な人事管理

本県の人事評価制度は、職員の士気高揚や能力開発・人材育成を目的として導入され、全職員を対象に給与への反映がなされており、既に制度として受け入れられているところである。

人事評価の結果を任用や給与等の人事管理の基礎として活用していくためには、職員の能力及び業績を適切に把握し、適正な評価を行うことが重要である。

任命権者においては、引き続き、運用実態を検証して、評価者である管理職員の評価スキル向上などに努めるとともに、国の取組も参考にし、職員の理解と納得を得ながら、人事評価制度に基づく適正な人事管理を進めていく必要がある。

3 働き方改革の推進と勤務環境の整備等について

(1) 長時間労働の是正

本県では、現在、時間外勤務命令の上限を1月について原則として45時間、例外業務に従事する場合には100時間未満などと設定しており、大規模災害その他避けることのできない事由への対応のために公務の運営上やむを得ない場合にあっては、上限を超えて時間外勤務を命ずることができるとしている。

しかしながら、任命権者の報告によると、令和2年度において、1月に100時間以上の時間外勤務を命じられた職員が、延べ1,373人に上るなど、一部の所属で時間外勤務の上限時間を上回る状況が認められた。

長時間労働の是正は、職員の心身の健康保持増進や、公務能率の向上のみならず、仕事と家庭の両立、有為な人材の確保の観点からも重要である。

任命権者においては、上限時間を超えて時間外勤務を命じた要因の検証を行うとともに、特定の所属や職員に負担が集中しないよう、業務量に応じた要員の確保を行うなどの対策を講じる必要がある。さらに、各所属においては、職員の勤務時間の適正な把握・管理の下、管理監督者が適切なマネジメントを行い、事業の見直しによる業務量の削減や業務の効率化に積極的に取り組んでいくとともに、職員一人ひとりが自らの働き方を見直し、計画的に事務処理を進めていくことが求められる。

新型コロナウイルス感染症対策に係る業務及び豪雨災害による被害の復旧・復興等に従事する職員をはじめ、関連する多くの職場で時間外勤務が増大しており、特に新型コロナウイルス感染症については、事態収束の見通しが立たない中、今後も対策業務等への従事による長時間労働が継続することにより、職員の心身の健康への影響が懸念されるところである。

長時間の時間外勤務を行う職員の健康管理は喫緊の課題であり、特に月80時間を超えて時間外勤務を行った場合、心身へ大きな負担がかかり、過労死や健康障がい発症のリスクが高まることから、当該職員に対する医師の面接指導を確実に実施するなど、長時間労働による健康障がいの防止に、引き続き取り組んでいく必要がある。

(2) 教員の働き方改革

本県においては、平成30年に県教育委員会が策定した「教職員の働き方改革取組指針」に基づき、ICカードによる勤務時間管理システムを用いた勤務時間の適正な把握、定時退校日や部活動休養日の拡大、学校閉庁日の設定など様々な取組を実施してきた。また、本年3月に改定された当該指針に基づき、新たに、本年度から4年間における超過勤務縮減の数値目標の設定、時差通勤の推進や統合型校務支援システムの活用による業務の効率化などを行うこととしている。引き続き、これらの取組結果を検証するとともに、更なる効果的な取組の実施により、教職員の働き方改革を推進していくことが重要である。

教員の働き方改革を進めるための選択肢の一つである一年単位の変形労働時間制については、制度導入に当たり、これを実りあるものとするためには、通常の業務量の削減や長期休業期間における部活動及び研修の効率化など実質的な教員の負担軽減を実施することが不可欠である。

併せて、小中学校も含めた教育職場全体で教職員の働き方改革が着実に推進されるように、県教育委員会においては、市町村教育委員会と連携を図るとともに、市町村教育委員会や小中学校の取組を支援していく必要がある。

(3) 年次休暇の使用促進

年次休暇の使用は、職員の心身の疲労回復や仕事以外の生活の充実につながるものであり、仕事と生活の調和のために重要である。

しかしながら、本委員会が、令和2年における年次休暇の使用状況を調査したところ、年次休暇の平均使用日数は10.1日であり、昨年に比べて減少している。また、民間労働法制においては、平成31年4月から「年次有給休暇の年5日取得」が義務付けられているところであるが、本県では約2割の職員が年5日以上の使用には至っていない。さらに、年次休暇を全く使用していない職員も一定数存在している。

これらの状況については、新型コロナウイルス感染症対策業務等の増加も影響しているものと考えられるが、職員の心身の健康保持のためにも、任命権者においては、引き続き、年次休暇の使用促進について所属長に対し指導すると

ともに、管理監督者においては、職員不在時の業務をフォローし合う体制の構築など、職員が年次休暇を使用しやすい職場づくりに努める必要がある。

(4) 仕事と家庭等の両立支援及び多様な働き方の推進

少子高齢化の進展や女性の活躍推進が図られる中、性別にかかわらず、育児や介護を行う職員が仕事と家庭等を両立させながら意欲的に公務に取り組むためには、安心して働き続けることのできる職場環境の整備が重要である。

特に、男性職員の仕事と育児の両立については、特定事業主行動計画において、育児休業等や出産・育児に係る休暇の取得率の目標を掲げ、一定の成果をあげているところである。任命権者においては、この春に策定した新たな計画に基づき、引き続き、子育てに関する制度の周知や制度を利用しやすい職場環境づくりに努める必要がある。

なお、国においては、男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進める方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する国家公務員の育児休業等に関する法律の改正や、妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援するため、不妊治療のための休暇の新設、非常勤職員における産前・産後休暇の有給化などの措置について検討が進められており、本県においても、今後の法律改正や国の動向を注視しながら検討を行う必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、時差通勤の運用拡大や在宅勤務の導入、ICTの活用など職員の働き方が大きく変化している。多様な働き方は、いかなる環境下においても公務が遂行できる体制の整備のみならず、職員の仕事と家庭等の両立に寄与するとともに、有為な人材の確保にもつながるものであることから、任命権者においては、これらの制度が職員に定着して、幅広く利用されるよう推進し、さらには多様な働き方がより充実するよう、国や他の地方公共団体、民間企業等の動向に留意し、引き続き検討を行う必要がある。

(5) ハラスメント防止対策

職場におけるハラスメントは、職員個人の人格や尊厳を傷つけるだけでなく、

職員の働く意欲を低下させ、ひいては心の健康を損なう職員を発生させる要因にもなる重大な問題である。

任命権者においては、パワー・ハラスメントの防止等の措置を講じるための人事院規則の制定等を踏まえ、昨年、ハラスメントに関する指針等を改正するとともに、これまで、ハラスメント防止に関する研修を実施するなど職員の意識啓発に取り組んでおり、近年増加傾向にあった職場におけるハラスメントの相談件数は、昨年度減少に転じるなど、一定の効果が出ていることがうかがえるが、依然として、多くの相談が寄せられている。

ハラスメントは決して許されないものであり、任命権者においては、職員一人ひとりに対する啓発を継続するとともに、管理監督者に対する研修を通じて、その責務について認識を徹底させることにより、ハラスメントのない職場環境の構築に努めていく必要がある。

(6) メンタルヘルス対策

職員の心の健康の保持増進は、職員がそれぞれの職場においてその能力を十分に発揮し、質の高い行政サービスを提供していくために、極めて重要な課題である。

そのため、任命権者において、ストレスチェック制度の活用、相談窓口の設置、職員への研修など様々な対策が講じられてきたところである。

しかしながら、本委員会が実施した「職員の厚生制度に関する実態調査」によると、精神疾患によって長期病気休暇等を取得した職員の数は増加傾向が続いており、特に20歳台及び30歳台の若年層の発生率については、近年、上昇傾向であることが認められる。

任命権者においては、その原因や背景の分析を進めるとともに、引き続き、互いに協力し合える風通しの良い職場づくり、メンタルヘルス不調を未然に防止するための職員自身のセルフケア能力や管理監督者のマネジメント能力の向上、メンタルヘルス不調を生じた職員の早期発見と早期対応、円滑な職場復帰のための支援、再発予防に向けた取組などにより、メンタルヘルス対策を更に進めていく必要がある。

なお、総務省は、精神的な問題で1月以上休んだ地方公務員がここ20年で急増していることから、今年度、地方公務員の心の健康に関する実態調査を実施し、有識者を交えた研究会で対策を議論した上で、報告書を取りまとめることとしており、その動向にも注視していきたい。

(7) 会計年度任用職員制度の適切な運用

会計年度任用職員は、多様化・高度化する行政ニーズに対応するために欠かせない存在である。当該職員が意欲を持ち、安心して働くためには、勤務環境や勤務条件の確保は重要であり、任命権者においては、引き続き、適切に制度を運用していくとともに、その勤務条件について、国の非常勤職員の取扱いや他の都道府県の動向等にも留意しながら、不合理な取扱いが行われることのないよう継続して検討していくことが必要である。

国の非常勤職員において検討が進められている育児休業の取得要件の緩和、不妊治療のための休暇の新設、産前・産後休暇の有給化などの措置について、今後の国における法律改正等の動向を注視しながら検討を進める必要がある。

また、特別給については、期末手当のみの支給であることから、その在り方について検討を行う必要がある。

4 定年の引上げに関する制度について

平成30年8月に人事院が行った「定年を段階的に65歳に引き上げるための国家公務員法等の改正についての意見の申出」を受け、国家公務員法等の一部を改正する法律及び地方公務員法の一部を改正する法律が、本年6月に公布された。

令和5年4月の施行に向け、任命権者においては、高齢層職員の能力及び経験を活用し、本県の実態に即した定年の引上げを円滑かつ着実に実施できるよう、役職定年制のあり方、既存の再任用制度との均衡等、解決すべき諸課題を整理し、具体的に制度を構築していく必要がある。

本委員会においては、任命権者と協議を行いながら、国や他の都道府県の動向を注視しつつ、関係規程の整備を行っていく。

5 公務員倫理の徹底について

任命権者においては、これまでも不祥事防止のための取組を強化してきたところであるが、依然として、性的非行や飲酒運転などの不祥事により、公務に対する県民の信頼が損なわれる事態が生じている。

県民からの信頼を回復し、更に高めていくには、職員一人ひとりが、福岡県職員としての使命感を持って業務に精励するとともに、公務の内外を問わず、自らの行動が公務全体の信用に影響を与えることを常に意識し、法令を遵守することが必要である。

また、任命権者においては、引き続き、不祥事の根絶に向けた取組を推進し、職員の倫理意識の醸成に努めていく必要がある。

6 おわりに

県民ニーズの複雑化・多様化など、増え続ける行政需要に的確に対応していくため、職員においては、これまで培ってきた知識、経験などの自身の力を最大限発揮し、高い士気を持ってそれぞれの職務に邁進すること、また、任命権者においては、職員の創意工夫やアイデアが活かされる職場環境づくりが求められている。

そのような中、昨年から続く新型コロナウイルス感染症や頻発する自然災害に対応するため、多くの職員が県民の生命を守ることを最優先に、それぞれの職場で各々の職責を十分に果たすべく、日々職務に精励している。

人事委員会の給与勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として設けられているものであり、地方公務員法の情勢適応の原則や均衡の原則に則ったものとして、長年、職員の給与決定方式として定着し、行政運営の安定に寄与している。

本年は、昨年につき、月例給の水準は民間とおおむね均衡していたものの、特別給については、公務が民間を上回ったことから引下げ改定の勧告を行うこととなったが、民間準拠を基本とすることにより、広く県民の理解が得られるものと考えらる。

議会及び知事におかれては、このような人事委員会の給与勧告制度の意義や役

割に深い理解を示され、別紙第2の勧告どおり実施されるよう要請する。

別記（人事院の勧告等）

給与勧告の骨子

○ 本年の給与勧告のポイント

～ 月例給は改定なし、ボーナスを引下げ(△0.15 月分) ～

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 公務の給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較

約 11,800 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を調査（完了率 82.7%）

<月例給> 公務と民間の 4 月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 △ 19 円 (0.00%)

〔行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 407,153 円、平均年齢 43.0 歳〕

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの直近 1 年間の民間の支給実績（支給割合）と公務の年間の支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.32 月〔公務の支給月数 4.45 月〕

2 給与改定の内容と考え方

<月例給>

民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定は行わない

<ボーナス>

民間の支給割合との均衡を図るため引下げ 4.45 月分→4.30 月分

民間の支給状況等を踏まえ、期末手当の支給月数に反映

(一般の職員の場合の支給月数)

	6 月期	12 月期
令和 3 年度 期末手当	1.275 月 (支給済み)	1.125 月 (現行 1.275 月)
勤勉手当	0.95 月 (支給済み)	0.95 月 (改定なし)
4 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月
以降 勤勉手当	0.95 月	0.95 月

〔実施時期〕

法律の公布日

3 その他の取組

(1) 非常勤職員の給与

本年7月、期末手当・勤勉手当に相当する給与について、非常勤職員の給与に関する指針を改正。早期に改正内容に沿った処遇の改善が行われるよう、各府省を指導

(2) 育児休業制度の改正に併せた期末手当・勤勉手当の取扱い

意見の申出に併せ、期末手当・勤勉手当の在職期間等の算定に当たり、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないよう措置

(3) テレワーク（在宅勤務）に関する給与面での対応

公務におけるテレワークの実態や経費負担の状況の把握、既に在宅勤務手当を導入した企業に対するヒアリングの実施などを通じ、引き続き研究

4 今後の給与制度見直しに向けた検討

定年の段階的引上げに係る改正法の成立を受け、能力・実績を的確に反映させつつ60歳前後の給与水準が連続的なものとなるよう、人事評価制度の改正を踏まえた昇格、昇給等の基準の整備を始めとして、順次取組

公務員人事管理に関する報告の骨子

令和3年給与勧告に併せて、公務員人事管理に関する報告を行った。同報告では、以下の1から4までの四つの課題を認識し、対応策を示した。その概要は以下のとおりである。

1 人材の確保及び育成

【課題】

公務志望者が減少し若年層職員の離職も増加する中で、優秀な人材の確保は喫緊の課題であり、新規学卒者の確保・育成に加え、官民の垣根を越えて時代環境に適応できる能力を有する人材の誘致が不可欠。また、公務職場全体の魅力を高め、個々の職員が能力・経験を十全に発揮し、意欲を持って働ける環境を実現するためには、幹部職員等の組織マネジメントが極めて重要

【対応】

(1) 志望者の拡大

採用試験の申込者数の減少が続く状況を打開し増加させていくため、就職先としての公務に対する学生の認識等を把握。技術系の人材確保に向けた活動、オンラインによる情報発信等を強化

(2) デジタル人材の確保

令和4年度から総合職試験に「デジタル」区分を新設し、積極的に周知

(3) 民間との人材の交流促進

公務と民間との間の人材の流動性を高めることが重要であり、経験者採用試験の周知活動、任期付職員の各府省限りで採用できる範囲の拡大等により、各府省が必要な様々な専門分野の民間人材を確保できるよう支援

(4) 女性の採用及び登用の促進

政府の取組と連携しつつ、公務志望者拡大に向けた広報活動や女性の活躍支援のための研修の充実、勤務環境の整備等により、各府省の目標達成に向けた取組を支援

(5) 研修を通じた人材育成

マネジメント能力のかん養を図るための研修の充実。幹部職員対象の研修の抜本的改定。オンライン方式も活用

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援

【課題】

少子化社会対策大綱では、男性の家事・育児参画の促進や不妊治療への支援を含め、個々人の結婚や出産、子育ての希望の実現を阻む隘路^{あいろ}の打破に強力に取り組むこととされ、公務においても、職員の妊娠、出産、育児等と仕事の両立を支援することが一層重要

【対応】

育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について意見の申出。常勤職員・非常勤職員ともに不妊治療のための休暇（有給・原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設。非常勤職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇（いずれも有給）を新設、産前・産後休暇を有給化等

3 良好な勤務環境の整備

【課題】

職員が能力を十分に発揮し、組織としてパフォーマンスを上げるため、長時間労働を是正するとともに、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務環境を整備することが重要

【対応】

(1) 長時間労働の是正

特例業務や他律部署の範囲、医師による面接指導等の徹底、業務見直し等を通じた超過勤務縮減、手当の適正な支給について指導し、各府省の組織全体の取組も促進。客観的な記録に基づく超過勤務時間の管理を今後原則化

業務量に応じた要員の確保の必要性を指摘。喫緊の課題である国会対応業務の改善へ国会等の理解と協力を切願

(2) テレワーク等の柔軟な働き方への対応

テレワークの推進は業務プロセスの変革やデジタルトランスフォーメーションの推進を通じた行動変容の観点から重要であり、テレワーク等の柔軟な働き方に対応した勤務時間制度等の在り方や勤務間インターバルの確保の方策等について、有識者による研究会を設けて検討

(3) ハラスメントの防止

各府省における防止対策の実施状況の把握・指導、ハラスメント相談員セミナーの開催等により、各府省における防止対策を支援

(4) 心の健康づくりの推進等

オンラインでの心の悩み相談の導入、ストレスチェックを活用した職場環境改善の円滑な実施に向けた支援等により、心の健康づくりを推進

4 定年の引上げ及び能力・実績に基づく人事管理の推進

【課題】

定年の引上げにより職員構成の高齢化や在職期間の長期化が一層進む中で、職員の士気を高め、組織活力を維持するためには、人事評価により職員の能力・実績を的確に把握した上で、その結果を任用、給与等に適切に反映するとともに、人材育成の観点からも活用することが重要

【対応】

- ・ 定年の引上げが円滑に行われるよう、人事院規則で定める事項等について検討・調整を行うなど、必要な準備を推進
- ・ 評語細分化等の人事評価制度の改正を踏まえ、昇任・昇格、昇給等の基準の改正に向け検討
- ・ 管理職員にはオンラインも活用した面談の確実な実施が求められる中、評価者向けの研修の充実等を図ることにより、各府省の人事評価を活用した人材育成を一層支援

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

男性職員による育児の促進や女性職員の活躍促進を更に進めるための方策の一つとして、育児休業の取得回数制限を緩和する育児休業法改正について、国家公務員法第23条の規定に基づき、国会及び内閣に対して意見の申出。あわせて、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のため、人事院規則の改正等により、休暇の新設、休業等の取得要件緩和等を措置

1 育児休業の取得回数制限の緩和

育児休業を原則2回まで（現行：原則1回まで）取得可能とする

この原則2回までとは別に、子の出生後8週間以内に育児休業を2回まで（現行：1回まで）取得可能とする

2 妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のために一体的に講じる休暇・休業等に関する措置

(1) 民間育児・介護休業法の改正内容を踏まえた措置

ア 子の出生後8週間以内の育児休業について請求期限を2週間前まで（現行：1月前まで）に短縮

イ アのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児休業・介護休暇の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
- ② 子の出生後8週間以内の育児休業の取得要件を緩和
- ③ 子が1歳以降の育児休業の取得の柔軟化

ウ 各省各庁の長等に対して次の措置等を義務付け

- ① 本人・配偶者の妊娠・出産等を申し出た職員に対する育児休業制度等の周知及び育児休業の取得意向の確認のための措置
- ② 育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置
- ③ 育児休業の取得状況の報告（人事院により公表）

(2) (1)のほか、妊娠、出産、育児等と仕事の両立支援のための措置

ア 不妊治療のための休暇（原則年5日、頻繁な通院を要する場合は5日加算）を新設（有給）

イ 育児参加のための休暇の対象期間を子が1歳に達する日まで（現行：産後8週間を経過する日まで）に拡大

ウ ア及びイのほか、非常勤職員について次の措置

- ① 育児時間・介護時間の取得要件のうち、1年以上の在職期間の要件を廃止
子の看護休暇・短期介護休暇の取得要件のうち、6月以上の継続勤務の要件を緩和
- ② 配偶者出産休暇・育児参加のための休暇の新設（有給）
- ③ 産前休暇・産後休暇の有給化

エ 期末手当・勤勉手当における在職期間等の算定に当たっては、子の出生後8週間以内における育児休業の期間と、それ以外の育児休業の期間は合算しないこととする

3 実施時期

- ・ 育児休業の取得回数制限の緩和及びこれを踏まえた措置（1、2(1)ア、イ②・③、(2)イ、エ）：民間育児・介護休業法の改正事項のうち育児休業の分割取得等に係る施行日に遅れず実施
- ・ 休暇の新設・有給化（2(2)ア、ウ②・③）：令和4年1月1日
- ・ 非常勤職員の休暇・休業等の取得要件緩和、各省各庁の長等に対する措置等の義務付け（2(1)イ①、ウ、(2)ウ①）：令和4年4月1日

別紙第2

勸 告

次の事項を実現するため、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号。以下「県職員給与条例」という。）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号。以下「警察職員給与条例」という。）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号。以下「学校職員給与条例」という。）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号。以下「任期付研究員条例」という。）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号。以下「任期付職員条例」という。）を改正することを勧告する。

1 県職員給与条例、警察職員給与条例及び学校職員給与条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

ア イ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分（特定管理職員にあっては、0.925月分）とすること。

イ 再任用職員

期末手当の支給割合を0.625月分（特定管理職員にあっては、0.525月分）とすること。

(2) 令和4年6月期以降

ア イ以外の職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分（特定管理職員にあっては、それぞれ1.0月分）とすること。

イ 再任用職員

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分（特定管理職員にあっては、それぞれ0.575月分）とすること。

2 任期付研究員条例の改正

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

3 任期付職員条例の改正

特定任期付職員の期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降

6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1の(2)、2の(2)及び3の(2)については、令和4年4月1日から実施すること。

参 考 资 料

目 次

1 職員給与関係資料

令和3年県職員給与等実態調査の概要	(1)
第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数	(2)
第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比	(3)
第3表 職員の適用給料表別平均給与月額	(4)
第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額	(6)
第5表 職員の扶養親族数別人員	(6)
第6表 職員の管理職手当の支給状況	(6)
第7表 職員の地域手当の支給状況	(7)
第8表 職員の住居手当の支給状況	(7)
第9表 職員の通勤手当の支給状況	(7)
第10表 職員の単身赴任手当の支給状況	(7)
第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員	(8)
第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員	(27)

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要	(28)
第13表 産業別、企業規模別調査事業所数	(30)
第14表 民間における初任給の改定状況	(31)
第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給	(32)
第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等	(33)
第17表 民間における家族手当の支給状況	(42)
第18表 民間における在宅勤務手当の支給状況	(42)
第19表 民間における冬季賞与の配分状況	(42)
第20表 民間における定年制の状況	(43)
第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況	(43)
第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準…	(43)

3 生計費関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法	(44)
第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	(45)

4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標	(46)
-------------	------

1 職員給与関係資料

令和3年県職員給与等実態調査の概要

今回の報告の基礎となった県職員給与等実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与検討の資料とするため、令和3年4月における職員の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

令和3年4月1日に在職する職員で、福岡県職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第41号）、福岡県警察職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第50号）、福岡県公立学校職員の給与に関する条例（昭和32年福岡県条例第51号）、福岡県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成12年福岡県条例第76号）及び福岡県一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成14年福岡県条例第57号）の適用を受ける職員（1年以内の任期を限って任用されている職員（任期付職員、任期付研究員及び再任用職員を除く。）を除く。）

3 調査事項

学歴、年齢、性別、経験年数、適用給料表、職務の級、号給、職名、給料月額、給料の調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、管理職手当及びその他の手当等

第1表 職員の適用給料表別人員、平均年齢、平均経験年数

給料表 / 区分	適用人員	平均年齢	平均経験年数
	人	歳	年
全給料表	(39,280) 39,289	(41.3) 41.1	(19.2) 19.0
行政職給料表	(8,884) 8,854	(41.8) 41.7	(19.9) 19.8
医師職給料表	(48) 47	(41.8) 42.3	(17.0) 18.0
看護師職給料表	(46) 43	(41.3) 40.9	(18.6) 18.0
研究職給料表	(356) 352	(43.7) 43.8	(20.7) 20.8
特定獣医師職給料表	(72) 68	(44.1) 43.5	(20.7) 20.0
公安職給料表	(11,231) 11,207	(38.3) 38.6	(17.1) 17.4
教育職給料表(二)	(5,565) 5,513	(45.1) 44.6	(22.4) 21.9
教育職給料表(三)	(13,073) 13,201	(41.8) 41.1	(19.1) 18.4
特定任期付職員給料表	(5) 4	(42.7) 44.1	(9.0) 7.9

(注) 1 ()内は、令和2年の数値である。

2 再任用職員は含まれていない。以下、第11表まで同じ。

第2表 職員の適用給料表別、学歴別、性別人員構成比

区分 給料表	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
全給料表	% (74.5) 75.0	% (7.3) 6.9	% (18.2) 18.1	% (0.0) 0.0	% (62.8) 62.1	% (37.2) 37.9
行政職給料表	(65.5) 66.0	(8.1) 7.6	(26.3) 26.3	(0.1) 0.1	(60.3) 59.3	(39.7) 40.7
医師職給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(56.2) 57.4	(43.8) 42.6
看護師職給料表	(8.7) 7.0	(78.3) 83.7	(13.0) 9.3	(-) -	(6.5) 7.0	(93.5) 93.0
研究職給料表	(98.6) 98.6	(1.1) 1.1	(0.3) 0.3	(-) -	(78.9) 76.7	(21.1) 23.3
特定獣医師職給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(59.7) 55.9	(40.3) 44.1
公安職給料表	(54.1) 54.2	(3.8) 3.8	(42.1) 42.0	(0.0) 0.0	(91.6) 91.2	(8.4) 8.8
教育職給料表(二)	(95.2) 95.3	(3.6) 3.5	(1.2) 1.2	(-) -	(57.3) 56.2	(42.7) 43.8
教育職給料表(三)	(88.6) 89.6	(11.4) 10.4	(-) -	(-) -	(41.9) 41.7	(58.1) 58.3
特定任期付職員給料表	(100.0) 100.0	(-) -	(-) -	(-) -	(80.0) 100.0	(20.0) 0.0

(注) ()内は、令和2年の数値である。

第3表 職員の適用給料表別平均給与月額

給与種目 給料表	適用人員	給料月額	給料の調整額		教職調整額		扶養手当		地域手当		初任給調整手当	
		平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	平均額	受給職員数	
	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円
全給料表	39,289	334,039	7,557 (6,734)	1,295	16,936 (13,431)	5,790	17,562 (22,074)	9,867	39,269 (19,277)	19,267	179 (62,661)	286
行政職給料表	8,854	322,496	3,433 (4,264)	1,653	-	-	3,370 (20,940)	7,970	8,850 (18,438)	18,430	100 (29,180)	330
医師職給料表	47	454,089	12 (9,400)	2,400	-	-	17 (18,965)	6,860	47 (80,918)	80,918	47 (156,843)	156,843
看護師職給料表	43	305,486	30 (17,463)	12,184	-	-	7 (17,186)	2,798	43 (17,370)	17,370	-	-
研究職給料表	352	380,456	11 (10,066)	315	-	-	192 (22,905)	12,494	352 (21,775)	21,775	3 (22,300)	190
特定獣医師職給料表	68	353,188	68 (22,418)	22,418	-	-	28 (13,904)	5,725	68 (20,995)	20,995	29 (29,652)	12,645
公安職給料表	11,207	322,851	1,136 (3,439)	348	-	-	7,323 (23,912)	15,625	11,207 (18,369)	18,369	-	-
教育職給料表(二)	5,513	365,094	1,359 (10,461)	2,579	5,150 (14,354)	13,409	2,316 (21,253)	8,928	5,513 (21,233)	21,233	-	-
教育職給料表(三)	13,201	336,627	1,508 (10,514)	1,201	11,786 (13,028)	11,631	4,309 (20,315)	6,631	13,185 (19,504)	19,481	-	-
特定任期付職員給料表	4	374,700	-	-	-	-	-	-	4 (20,233)	20,233	-	-

(注) 1 平均額の欄中、()内は受給職員の平均額を示す。

2 教育職給料表(三)の平均額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

住居手当		通勤手当		単身赴任手当		管理職手当		義務教育等教員特別手当		へき地手当、特 地勤務手当		産業教育手当、 定時制通信教育手当		合計
受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	受給 職員 数	平 均 額	平 均 額
人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円	円
11,100	7,216 (25,542)	35,711	11,481 (12,631)	157	146 (36,599)	2,361	3,805 (63,322)	18,570	2,514 (5,318)	83	24 (11,585)	641	282 (17,303)	396,012
2,907	8,407 (25,606)	8,123	17,860 (19,467)	26	176 (60,000)	623	5,470 (77,738)	-	-	2	2 (8,857)	-	-	382,794
18	10,271 (26,819)	31	14,608 (22,147)	-	-	17	42,387 (117,188)	-	-	-	-	-	-	768,376
19	11,121 (25,168)	39	8,987 (9,909)	-	-	1	1,204 (51,800)	-	-	-	-	-	-	359,150
107	7,744 (25,477)	333	24,926 (26,348)	1	85 (30,000)	36	9,980 (97,583)	-	-	-	-	-	-	457,965
25	9,270 (25,215)	64	26,298 (27,941)	-	-	6	7,468 (84,633)	-	-	-	-	-	-	458,007
2,482	5,806 (26,215)	9,640	11,174 (12,991)	130	371 (31,969)	96	892 (104,108)	-	-	2	3 (17,755)	-	-	375,439
1,734	8,036 (25,549)	5,175	10,933 (11,647)	-	-	299	3,197 (58,954)	5,491	5,469 (5,491)	-	-	641	2,012 (17,303)	440,890
3,808	7,226 (25,051)	12,303	7,254 (7,783)	-	-	1,283	5,105 (52,522)	13,079	5,197 (5,245)	79	69 (11,497)	-	-	400,422
-	-	3	8,861 (11,814)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	403,794

第4表 民間給与との比較を行う職員の平均給与月額

給料	扶養手当	地域手当	住居手当	管理職手当	その他	合計
円	円	円	円	円	円	円
325,976	8,315	18,615	8,642	6,000	96	367,644

- (注) 1 民間給与との比較を行う職員は、行政職給料表適用職員のうち、福祉職及び海事職の職員、医療技術職員等、本年度の新規学卒の採用者等を除く職員である(職員数 7,732名 平均年齢 42.0歳 平均経験年数 20.2年)。
 2 給料には、給料の調整額を含む。
 3 その他は、単身赴任手当及びへき地手当である。

第5表 職員の扶養親族数別人員

区分 扶養親族数	該職員数	うち扶養親族である配偶者を有する職員	うち扶養親族である子を有する職員	うち特定期間の子を有する職員	うち配偶者、子以外の扶養親族を有する職員
		人	人	人	人
1人	5,329	1,990	2,993	1,156	346
2人	5,698	2,269	5,572	2,050	196
3人	4,688	3,419	4,678	1,539	102
4人	1,590	1,438	1,590	540	64
5人	224	209	224	71	25
6人以上	33	30	33	22	5
合計	17,562	9,355	15,090	5,378	738

- (注) 1 この表でいう扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっているものをいう。
 2 この表でいう特定期間とは、満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間をいう。
 3 受給職員1人当たりの平均扶養親族数は、2.2人である。

第6表 職員の管理職手当の支給状況

機関等	区分						受給職員計	受給職員1人当たり支給月額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種		
本庁・出先機関	本庁の部長	本庁の次長	本庁の課長	本庁の副課長	出先の副所長		2,361	円 63,322
公立学校				校長	校長	副校長 教頭 事務長		
受給職員数	人 34	人 108	人 281	人 194	人 782	人 962		

第7表 職員の地域手当の支給状況

支給割合	20%	16%	15%		5.4%		計
地域区分	東京都特別区	大阪市	名古屋市	東京都府中市	福岡市	福岡市を除く福岡県内の地域	
人員 (構成比)	39 (0.1%)	6 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)	10,088 (25.7%)	29,134 (74.2%)	39,269 (100.0%)
職員1人 当たり 支給月額	64,054	59,485	61,245	55,545	18,736	19,393	19,277

(注) 職員1人当たり支給月額は、学校職員給与条例第13条の2第4項を適用せずに算出した額である。

第8表 職員の住居手当の支給状況

区 分	借家・借間における家賃等の月額			計
	27,000円以下	27,000円を超え 61,000円未満	61,000円以上	
受給職員数	43	6,517	4,540	11,100
割 合	0.4%	58.7%	40.9%	100.0%

(注) 1 受給職員数には、単身赴任手当受給職員で配偶者等の住居手当を受給している職員10人を含む。

2 令和2年改定に伴う経過措置による住居手当の受給者は5,571人(手当受給者1人当たり平均手当月額23,248円)である。

第9表 職員の通勤手当の支給状況

区 分	交通機関等	交通用具	交通機関等	計
	利用者	利用者	・交通用具 併用者	
受給職員数	7,957	24,657	3,097	35,711
割 合	22.3%	69.0%	8.7%	100.0%

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給職員計	受給職員 1人当たり 支給月額
	100km未満	100km以上 300km未満	300km以上 500km未満	500km以上 700km未満	700km以上 900km未満	900km以上 1,100km未満	1,100km以上 1,300km未満	1,300km以上 1,500km未満	1,500km以上 2,000km未満	2,000km以上 2,500km未満	2,500km 以上		
受給職員数	127	7	—	4	1	—	17	—	—	—	1	157	36,599

第11表 職員の適用給料表別、級別、号給別人員

その1 行政職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										9
2										
3										
4										
5										1
6										1
7										
8										
9	31									
10	3							1		
11	6		1							
12	40				1					
13	18	5	5						12	
14	6	1	2							
15	7	10	1	2						
16	47	4	3							
17	12	13	4							
18	10	4	2	1						
19	6	8	7	1						
20	36	8	2	1				1		
21	18	108	10							
22	19	30	4	1				1		
23	8	45	1	1						
24	17	24	3	1			1	1		
25	16	108	4	1	1			1		
26	17	25	3					7		
27	28	47	2					2		
28	32	33	4	1				15		
29	99	52	3	2				15		
30	69	35	2	1	1			15		
31	23	50	2	3			1	13		
32	127	31	1	1						
33	22	55	3	4	1	1		1		
34	66	43	1					2		
35	33	31	4	5		1		1		
36	118	47	3	6						
37	51	70	2							
38	48	45	5	4		1				
39	30	61	1	3						
40	111	45	2	1						
41	54	67	6	1		1			1	
42	49	39	6	1						
43	33	47	4	2		1				
44	82	49	5	2			1			
45	40	40	11	5			1			
46	48	26	8	4			1			
47	48	18	10	4		4				
48	29	15	7	7			1			
49	13	30	11	13						
50	13	43	6	8						
51	7	28	16	9		1				
52	3	31	10	11		1				
53	1	33	27	15		1	1			
54	1	29	12	13		1	29			
55	1	32	16	11		2	123			
56	4	30	24	14		4	40			
57		31	31	16		4	14			
58		28	13	14		2	2			
59	2	21	15	13		13	59			
60	1	26	44	22		24	9			

級 号	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
61	5	19	34	15		15	9			
62		12	13	28		14	7			
63	1	17	13	12		29	37			
64	2	16	22	29		22	9			
65		11	23	19		36	17			
66		16	27	12		80	4			
67		9	20	18		95	6			
68		14	24	21		29	15			
69		10	38	25		33	18			
70		4	25	149		55	3			
71		6	21	77		51	10			
72	1	10	36	52		22	20			
73	1	2	47	34		24	2			
74	1	1	46	33		64	8			
75		1	30	28		65	6			
76		2	37	33		32	4			
77		2	36	25		19	2			
78		2	27	25		21	7			
79			17	26		23	2			
80	1	1	13	21		24	5			
81			21	15		52	5			
82		2	23	17		59	3			
83			23	19		53	2			
84			34	4		40	2			
85		1	37	15		30	22			
86		1	31	25		35				
87			29	22		21				
88		1	30	17		38				
89	1		29	16		30				
90			34	10		24				
91			31	12		27				
92			26	6		14				
93		1	19	12		19				
94		1	28	14		11				
95			12	10		14				
96			37	11		7				
97			18	16		9				
98			24	21		8				
99		2	32	33		9				
100		1	19	27		9				
101			20	19		5				
102		1	21	13		3				
103		1	24	18		7				
104			17	9		3				
105		1	12	4		6				
106		1	12	3						
107			3	5						
108			18	3						
109		2	22	4						
110			20	4						
111		1	17	9						
112			19	12						
113			18	5						
114		1	16	9						
115			21	6						
116			10	2						
117		1	14	4						
118		1	23			2				
119		1	14	3		2				
120		1	12	2						

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
121			14	3						
122			12							
123			10	2						
124		1	10							
125			16	1						
126			13							
127			14	1						
128			17							
129			10	1						
130		1	11							
131			16							
132			7	1						
133		1	17							
134			4			1				
135			7			1				
136			7	1						
137			6							
138			6							
139			5							
140			1	1						
141				1						
142										
143										
144										
145			3							
146			1							
147			3							
148			2							
149			1							
150			1							
151										
152			1							
153			1							
154			1							
155			1							
156			1							
157			4							
158										
159			1							
160			1							
161										
162										
163										
164			1							
165										
166										
167			1							
168			1							
169										
170										
171										
172										
173										
174										
175										
176										
177										
178										
179										
180										

級 号給	1	2	3	4	特4	5	6	7	8	9
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
181										
182										
183										
184										
185										
186										
187										
188										
189										
190										
191										
192										
193										
計	1,616	1,881	2,016	1,375	4	1,354	508	76	13	11

適用職員数	8,854人
-------	--------

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人員0の号給は空欄とした。以下本表の各表について同じ。
また、上表の太破線は、行政職特例号給表の当該級における最高号給を示している。

その2 医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13				
14	1	1		
15		1		
16				
17				
18	3	2		
19				
20				
21				
22	3	3		
23		1		
24				
25				
26	3	2		
27				
28				
29				
30		1		
31	1			
32				
33				
34		1		
35				
36				
37				
38				
39		1		
40			1	
41				2
42		1		
43				
44				
45			1	
46				
47				2
48				
49				
50		1		
51				
52				
53				
54				
55				
56				
57				1
58				1
59				
60				

級 号給	1	2	3	4
	人	人	人	人
61				
62				1
63				
64				1
65				10
66				
67				
68				
69				
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86				
87				
88				
89			1	
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	11	15	3	18

適用職員数	47人
-------	-----

その3 看護師職給料表適用職員

級 号給	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8		1				
9						
10						
11						
12						
13						
14		1				
15						
16		2	1			
17						
18						
19						
20		2	1			
21		1				
22						
23		1				
24		2	2			
25		2				
26						
27						
28						
29						
30		1				
31						
32						
33						
34						
35		1				
36			1			
37						
38			1			
39						
40						
41						
42						
43			1			
44						
45						1
46						
47						
48						
49						
50						
51			1			
52						
53						
54						
55					1	
56						
57						
58						
59						
60					1	
61						
62						
63						
64					1	
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						1
72						
73						
74					2	
75						
76						
77					1	
78						1
79						
80						
81					1	
82						
83						
84					1	
85						
86						1
87						
88						

級 号給	1	2	3	4	5	6
	人	人	人	人	人	人
89					1	
90				1		
91				1		
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99				1		
100						
101						
102						
103				1		
104						
105						
106						
107						
108					1	
109						
110						
111						
112				1		
113						
114						
115				1		
116						
117						
118						
119						
120				1		
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	14	8	15	5	1

適用職員数	43人
-------	-----

その4 研究職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8					1	
9					1	
10						
11						
12			2		1	
13						
14					2	
15						
16						
17					1	
18					4	
19					2	
20					4	
21		1			3	
22					5	1
23			1		2	5
24					3	
25			1		1	1
26					2	2
27		1			2	5
28					2	1
29	2	5	2			3
30	1	1	1		1	
31			1			3
32	4			1		1
33		3				4
34	1			1		3
35						4
36	3	1		1		1
37	1	1				
38	1	1	3	1		
39	1	1				2
40	11					1
41	1	7	2			
42			3			
43		1	1	1		1
44	6			1		
45		3	4	2		1
46		1				
47		2	2			
48			3	1		
49		3	3	1		
50		2	2			
51		2				
52		2	3			
53	1	5				
54		2		2		
55		2	1			
56		1	2	2		
57		4	1	1		
58		1				
59			2	6		1
60		1		1		
61		4	2	2		
62		2	1	1		
63			3	2		
64	1	3	1			
65		7	1	1		
66		1	2	2		
67			3	4		
68				1		
69				2		
70			2			
71			1	2		
72			2	2		
73		1		7		
74		1	3	3		
75		1	2	3		
76				3		

級 号給	1	2	3	4	特4	5
	人	人	人	人	人	人
77				5		
78				3		
79				1		
80				4		
81				2		
82		1		4		
83				2		
84		1				
85				3	1	
86				2		
87				1		
88				6		
89				10		
90						
91		1				
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
計	34	77	63	100	38	40

適用職員数	352人
-------	------

その5 特定獣医師職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1	人						
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10		2					
11		1					
12							
13							
14		2					
15		1					
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							1
24							
25							
26		1					
27							
28		1					
29							
30		1					
31	1					1	
32						3	
33						1	
34							
35		1				1	
36	1						
37	1	1					
38		1					
39							
40		1					
41							
42		1	1				
43		2					
44							
45							
46	1	1	2				
47							
48			1				
49							
50		3					
51							
52							
53							
54					1		
55		1	1		2		
56			1		3		
57			1		1		
58							
59			1		2		
60							

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
	人	人	人	人	人	人	人
61			2				
62			1				
63			1		1		
64							
65			2				
66			1				
67							
68			1				
69							
70				1			
71							
72				1	1		
73							
74							
75				1			
76					1		
77							
78							
79					1		
80							
81							
82		1					
83							
84							
85							
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96				1			
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104				1			
105							
106							
107			1				
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	4	22	17	5	13	6	1

適用職員数	68人
-------	-----

その6 公安職給料表適用職員

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1									
2									
3									
4				2					
5									2
6									
7	34								
8	15								
9	19								
10	90								
11	27		1						
12	13		1						
13	23		4						
14	8		6	1					
15	4		2						
16	46		2						
17	10	2	5						
18	17		4						
19	15		5	2					
20	75	2	1						
21	102		15	2					
22	44		12	3					
23	34		5	2					
24	153		9	4					
25	27	15	6	3					
26	33	82	9	5	1				
27	30	26	15	2	3				
28	52	45	4	6	1				
29	57	42	14	5	1				
30	117	91	19	7	3				
31	26	39	26	1	2				
32	36	54	14	7	3				
33	26	36	19	11	3				
34	30	76	25	6	1				
35	14	43	40	6	1				
36	8	45	27	14	2				
37	4	42	15	14	7	1			
38	7	82	34	17	2			1	
39	2	64	25	18	3				
40	6	66	42	13	8				
41	2	43	20	12	3	1	1		
42		73	18	18	7				
43		44	46	13	4				
44	1	47	43	18	4				
45		33	49	14	49		3		
46		79	29	19	34		2	1	
47		51	43	29	41		3	6	1
48		57	37	18	41			10	
49		42	76	66	34		7	12	
50		81	84	81	45		7	13	
51		60	59	77	38		5	18	
52		52	86	76	39		13	10	
53	1	42	66	86	34		7	7	
54		52	79	65	31	1	7	24	8
55		57	61	77	26		1	8	16
56		43	75	97	34		2	6	12
57		43	74	90	39		2	4	4
58		50	86	90	40		2	4	3
59		42	90	105	50		2	1	1
60		45	75	88	34		1	5	10
61			70	77	32		3	3	2
62			81	71	38		3	4	
63			61	70	30		1	6	1
64			69	89	35		1	6	4
65			19	89	29	1		7	3
66			21	96	45		2	3	
67			15	84	35			6	1
68			21	83	43		7	5	2
69			15	56	36		6	1	1
70		1	16	66	34		6	2	2
71			23	49	32		8	2	3
72			14	46	40		29	1	1
73			6	45	41		8	1	
74			17	29	38		8	2	1
75			21	32	30		15	2	
76			14	42	34		13	2	2

級 号給	1	2	3	4	5	特5	6	7	8
	人	人	人	人	人	人	人	人	人
77			12	38	34		12	2	
78			16	34	32		9	2	
79			11	29	23		4	1	
80			11	22	32		8	3	
81			12	18	18		5		
82			7	25	22		8		
83			11	16	27		12		
84			6	23	34		14		
85			6	17	23		3	1	
86			12	20	19		6		
87			8	16	24		4		
88			8	26	37		7		
89			9	22	26		3	1	
90			2	22	23		2		
91			2	22	26		6		
92			4	25	22		8		
93			2	25	27		5		
94			3	16	17		3		
95			2	13	19		1		
96			3	14	26		5		
97			4	19	299				
98			1	14					
99			1	10					
100			1	13					
101			1	10			11		
102			1	6					
103			1	14					
104			2	15					
105				9					
106			4	12					
107			3	10					
108				5					
109			1	6					
110			1	13					
111				12					
112			1	13					
113				8					
114			1	5					
115				13					
116			2	10					
117			1	14					
118			1	14					
119				12					
120			2	13					
121				11					
122				15					
123				15					
124			3	11					
125				16					
126				12					
127				15					
128				10					
129				13					
130				12					
131				6					
132				15					
133				8					
134				3					
135			2	5					
136				3					
137				6					
138									
139			2						
140									
141			1						
142									
143									
144									
145									
計	1,208	1,889	2,269	3,203	2,050	4	311	193	80

適用職員数	11,207人
-------	---------

その7 教育職給料表 (二) 適用職員

級 号給	1		2		特2		3		4	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
1										
2										
3										
4										
5				29						
6				4						
7				2						
8				51						
9				1						
10				7						
11				4						
12				49						
13				1						
14				17						
15				3						
16	1			43						
17				12						
18				14						
19				9						
20				83						
21				3						
22				24						
23				7						
24				84						
25				3						
26				26						3
27				8						4
28	1			86						4
29				5						6
30				28						11
31				7						7
32				97						16
33				10						15
34				31						8
35				11						11
36	2			98						8
37	2			10						6
38				30						3
39				8						7
40	1			83						5
41				9						1
42	2			33						3
43				14						2
44	1			83						
45				12						2
46	1			46						1
47				18						
48				65		2				
49				10				1		1
50				33				1		
51				17				3		
52				63		3				
53	1			12		2				
54				30		1		2		
55	1			20				2		
56	2			68		2		5		
57				15		1		2		
58				31		3		15		
59				17				6		
60				50		1		5		
61				14		2		10		
62				21		4		8		
63				17		1		12		
64	3			55		4		6		
65	1			21		4		7		
66	2			26		6		7		
67				17		3		3		
68				40		2		15		
69				17		6		9		
70	1			27		4		8		
71	1			23		4		12		
72	2			40		2		12		
73	1			21		4		5		
74				29		6		6		
75				17		4		8		
76	2			40		10		7		
77	1			24		6		6		
78				30		3		7		
79	2			22		6		7		
80	1			34		9		6		
81				21		3		7		
82				23		7		4		
83				23		7		7		
84	1			29		16		3		
85				19		3				
86				25		11				
87				19		10		1		
88				27		7				

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89	1	20	12		
90		24	12		
91		22	8		
92		34	19		
93		22	7		
94	1	25	12		
95		18	3		
96	1	37	8		
97	3	19	2		
98	2	22	8		
99	1	21	7		
100		22	9		
101		20	11		
102		29	13		
103		13	8		
104	1	36	11		
105	2	26	8		
106	1	28	13		
107	1	23	13		
108	1	38	8		
109	1	18	7		
110	1	34	5		
111		25	9		
112	1	41	9		
113		20	16		
114		34	12		
115		23	5		
116	1	54	6		
117	1	18	10		
118	2	38	3		
119		26			
120	1	36	1		
121	1	21	1		
122		36			
123		31			
124		38			
125		20			
126		43			
127		38			
128		30			
129		47			
130		33			
131	1	42			
132	1	70			
133		74			
134		69			
135		101			
136		84			
137		118			
138		96			
139	1	95			
140		121			
141		115			
142		49			
143		15			
144		14			
145					
146		4			
147					
148		1			
149					
150					
151					
152	1				
153		30			
154					
155					
156					
157					
158					
159					
160					
161					
162					
163	1				
164					
165					
166					
167					
168					
169					
170					
171					
172					
173					
174					
175					
176					
177					
計	63	4,656	445	225	124

適用職員数	5,513人
-------	--------

その8 教育職給料表 (三) 適用職員

級 号給	1 人	2 人	特2 人	3 人	4 人
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7		1			
8					
9					
10					
11					
12		2			
13					
14		7			
15		1			
16		2			
17		315			
18		22	1		
19		40			3
20		387			15
21		5			54
22		62			74
23		16			74
24		372			23
25		3			35
26		59			47
27		21			35
28		278			15
29		33			40
30		72			27
31		22			9
32		333	1		18
33		10			30
34		76			11
35		46			20
36		268	1		34
37		26	1		9
38		89	3		10
39		44	3		17
40		312	3		5
41		20	1		1
42		84	3		7
43		71	2		6
44		253	5		3
45		20	1		2
46		73	10		1
47		72	5		2
48		245	5		
49		31	1		1
50		83	7		
51		51	3		
52		225	9		
53		51	7		
54		73	7	1	
55		57	4		
56		199	8		
57		30	9		
58		89	8		
59		58	6		
60		173	6		
61		48	13	1	
62		104	9		
63		72	5	4	
64		144	9	2	
65		66	10	4	
66		75	14	7	
67		64	10	3	
68		127	14	10	
69		45	11	7	
70		74	13	9	
71		49	9	8	
72		96	12	14	
73		48	13	9	
74		79	13	48	
75		57	18	48	
76		95	14	51	
77		56	11	20	
78		58	27	34	
79		64	13	24	
80		77	17	61	
81		50	15	12	
82		89	6	36	
83		48	17	29	
84		70	14	45	
85		33	6	14	
86		66	13	17	
87		75	12	16	
88		54	21	18	

級 号給	1	2	特2	3	4
	人	人	人	人	人
89		60	3	19	
90		51	16	25	
91		45	19	33	
92		59	17	13	
93		59	18	10	
94		54	15	12	
95		47	22	13	
96		66	17	7	
97		35	18	8	
98		37	14	4	
99		36	12	1	
100		40	17	1	
101		45	15		
102		39	12		
103		32	18		
104		48	13		
105		31	13		
106		43	17		
107		34	16		
108		58	4		
109		25	12		
110		42	18		
111		37	11		
112		30	4		
113		29	9		
114		36	4		
115		39	2		
116		37	1		
117		34	3		
118		41	1		
119		16			
120		36			
121		30			
122		33			
123		26			
124		39			
125		27			
126		38			
127		22			
128		37			
129		31			
130		42			
131		29			
132		35			
133		42			
134		40			
135		53			
136		54			
137		44			
138		77			
139		42			
140		83			
141		98			
142		89			
143		131			
144		127			
145		133			
146		172			
147		200			
148		196			
149		204			
150		145			
151		127			
152		110			
153		159			
154		50			
155		24			
156		7			
157		2			
158		3			
159					
160					
161					
162					
163					
164					
165		48			
計	0	11,035	840	698	628

適用職員数	13,201人
-------	---------

その9 特定任期付職員給料表適用職員

号 給	人 員
1	4 人
2	
3	
4	
5	
6	
7	

適用職員数	4人
-------	----

第12表 再任用職員の適用給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給料表	計	級										
		1	2	特2	3	4	5	特5	6	7	8	9
全 給 料 表	1,786	16	1,303		396	64	5				2	
行政職給料表	505		122		366	13	2				2	
看護師職給料表	3				2	1						
研究職給料表	19				19							
特定獣医師職給料表	11		2		9							
公安職給料表	34					31	3					
教育職給料表(二)	547	16	526			5						
教育職給料表(三)	667		653			14						

(注) 該当人員0の級は空欄とした。その2において同じ。

その2 短時間勤務職員

給料表	計	級										
		1	2	特2	3	4	5	特5	6	7	8	9
全 給 料 表	402		354		44	2	2					
行政職給料表	65		24		41							
看護師職給料表	1				1							
研究職給料表	1				1							
公安職給料表	4					2	2					
教育職給料表(二)	88		87		1							
教育職給料表(三)	243		243									

適用職員数(その1+その2)	2,188人
----------------	--------

2 民間給与関係資料

令和3年職種別民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった本人事業委員会の職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和3年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本人事業委員会並びに人事院、北九州市人事委員会及び福岡市人事委員会 ほか

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の福岡県内の民間事業所1,957事業所

なお、本年は、新型コロナウイルス感染症に対処する厳しい医療現場の環境に鑑み、病院は調査対象から除外した。

(2) 調査対象職種

54職種（行政職相当職種22職種、その他の職種32職種）

4 調査対象の抽出

(1) 標本事業所の抽出

3の(1)に記載した事業所を産業、規模等によって40層に層化し、これから506事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

調査完了事業所は、第13表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

5 集 計

(1) 調査実人員

行政職相当職種が 15,109 人（うち初任給関係 840 人）であり、その他の職種が 864 人（うち初任給関係 17 人）である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は 85,103 人であり、このうち、行政職相当職種は 80,180 人である。

(2) 総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

6 そ の 他

(1) 表中「－」とあるのは、該当従業員又は該当事業所のないことを示す。

(2) 年齢は令和 3 年 4 月 1 日現在における満年齢である。

(3) 「きまって支給する給与」とは、基本給はもとより、年齢給、勤続給、地域給、能率給、家族手当、住宅手当、役付手当、精勤手当、職務手当、通勤手当、超過勤務手当、夜勤手当、休日出勤手当等月ごとに支給される全ての給与を含めたものをいう。

(4) 「時間外手当」とは、超過勤務手当、休日出勤手当、宿日直手当等きまって支給する給与総額に含まれる実績に応じて支給される全ての手当をいう。

(5) 第 16 表には、初任給関係職種に該当する従業員は含まれていない。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企 業 規 模					
	規模計	3,000人 以 上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 397	事業所 84	事業所 66	事業所 47	事業所 137	事業所 63
農 業、林 業、漁 業	1	0	0	0	0	1
鉱 業、採 石 業、 砂 利 採 取 業、建 設 業	35	6	7	6	10	6
製 造 業	118	23	19	13	44	19
電 気・ガ ス・熱 供 給 ・水 道 業、情 報 通 信 業、 運 輸 業、郵 便 業	100	18	15	12	38	17
卸 売 業、小 売 業	55	9	14	9	14	9
金 融 業、保 險 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	15	7	2	2	4	0
教 育、学 習 支 援 業、医 療、 福 祉、サ ー ビ ス 業	73	21	9	5	27	11

(注) 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が12事業所、調査不能の事業所が97事業所あった。

第14表 民間における初任給の改定状況

学歴	企業規模	項目	新規学卒者の 採用あり	初任給の改定状況			新規学卒者の 採用なし
				増額	据置き	減額	
大学卒		規模計	29.9	(29.7)	(70.3)	(0.0)	70.1
		500人以上	29.4	(36.4)	(63.6)	(0.0)	70.6
		100人以上 500人未満	35.4	(17.9)	(82.1)	(0.0)	64.6
		50人以上 100人未満	18.5	(52.7)	(47.3)	(0.0)	81.5
高校卒		規模計	13.0	(26.6)	(73.4)	(0.0)	87.0
		500人以上	7.1	(26.8)	(73.2)	(0.0)	92.9
		100人以上 500人未満	19.9	(25.9)	(74.1)	(0.0)	80.1
		50人以上 100人未満	12.8	(28.9)	(71.1)	(0.0)	87.2

(注) ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第15表 職種別、学歴別、企業規模別初任給

職 種	学 歴	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	208,475	213,419	206,705	193,946
	短大卒	186,053	189,900	184,310	* 181,019
	高校卒	169,240	170,129	166,593	176,867
新卒事務員	大学卒	202,660	205,964	201,651	* 181,747
	短大卒	185,518	* 187,721	187,848	x
	高校卒	161,493	165,963	158,367	—
新卒技術者	大学卒	214,718	225,671	210,816	200,349
	短大卒	186,350	191,254	182,419	* 192,514
	高校卒	173,376	173,389	171,801	176,867
新卒研究員	大学卒	—	—	—	—
新卒高等学校教諭	大学卒	—	—	—	—

- (注) 1 「*」は、調査事業所数が5事業所以下、「x」は、調査事業所が1事業所であることを示す。
 2 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、職員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。

第16表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等

その1 給与比較の対象職種

1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和3年4月分平均支給額			備考	対応級	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)			
事務・技術関係職種	支店長	35	52.9	758,351	71	758,280	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	25	52.7	786,387	73	786,314		
	短大卒	2	49.0	669,937	0	669,937		
	高校卒	8	54.6	692,840	81	692,759		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	22	53.7	712,803	40	712,763	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	11	53.3	756,168	0	756,168		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	10	53.6	642,600	89	642,511		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	483	52.6	665,459	7,027	658,432	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
	大学卒	364	52.4	683,293	7,741	675,552		
	短大卒	36	52.7	601,037	4,437	596,600		
	高校卒	83	53.5	615,189	5,018	610,171		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	305	53.0	662,902	1,960	660,942	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
	大学卒	224	52.9	688,274	982	687,292		
	短大卒	30	53.3	631,993	4,353	627,640		
	高校卒	50	53.2	571,749	4,946	566,803		
	中学卒	*	*	*	*	*		
事務部次長	246	49.5	616,879	9,513	607,366	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上	
大学卒	199	49.0	624,128	10,417	613,711			
短大卒	20	50.2	566,856	4,368	562,488			
高校卒	26	52.6	601,732	6,923	594,809			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術部次長	90	50.7	538,980	3,254	535,726	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	56	50.0	573,264	3,236	570,028			
短大卒	13	48.5	453,056	8,593	444,463			
高校卒	21	53.8	500,749	0	500,749			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	911	48.9	561,872	13,251	548,621	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	605	48.2	571,936	14,071	557,865			
短大卒	77	49.5	552,677	14,616	538,061			
高校卒	227	50.6	538,839	10,723	528,116			
中学卒	2	59.0	485,966	0	485,966			
技術課長	692	49.7	570,519	8,582	561,937	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同上	
大学卒	411	49.1	587,061	10,213	576,848			
短大卒	82	49.2	563,099	759	562,340			
高校卒	197	51.1	540,854	8,525	532,329			
中学卒	2	48.0	397,500	0	397,500			

(注)「*」は、調査実人員が1人の場合である。(以下本表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2企業規模500人以上、本表3企業規模100人以上500人未満及び本表4企業規模50人以上100人未満の対応級欄参照
	大学卒	321	45.7	514,696	38,527	476,169		
	短大卒	202	43.2	493,903	42,410	451,493		
	高校卒	31	49.0	501,897	36,794	465,103		
	中学卒	88	50.2	566,935	30,226	536,709		
	—	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	143	47.1	532,460	59,562	472,898		
	大学卒	77	45.2	535,173	69,968	465,205		
	短大卒	15	46.3	596,657	74,562	522,095		
	高校卒	51	50.2	509,483	39,440	470,043		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	1,179	45.6	419,360	35,212	384,148	係の長及び係長級専門職	同 上
	大学卒	647	43.5	424,778	38,282	386,496		
	短大卒	132	47.8	404,818	33,955	370,863		
	高校卒	393	48.2	415,580	30,100	385,480		
	中学卒	7	46.6	404,928	62,042	342,886		
	技術係長	952	45.5	477,247	59,642	417,605		
	大学卒	538	43.6	471,323	57,944	413,379		
	短大卒	89	45.5	477,975	68,325	409,650		
	高校卒	324	48.5	487,122	59,979	427,143		
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	1,097	42.3	364,702	37,994	326,708	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	同 上	
大学卒	586	39.2	365,779	39,976	325,803			
短大卒	161	45.7	351,302	33,884	317,418			
高校卒	342	45.7	368,660	36,215	332,445			
中学卒	8	50.5	386,373	51,648	334,725			
技術主任	793	42.5	427,358	60,132	367,226			
大学卒	392	40.1	413,535	65,980	347,555			
短大卒	98	42.7	383,368	46,726	336,642			
高校卒	303	45.4	459,471	56,904	402,567			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	4,278	36.0	308,927	31,891	277,036	同 上		
大学卒	2,519	33.2	317,989	35,772	282,217			
短大卒	572	40.5	294,253	23,948	270,305			
高校卒	1,175	39.9	297,003	27,426	269,577			
中学卒	12	38.0	273,591	32,758	240,833			
技術係員	2,722	34.5	341,762	50,522	291,240			
大学卒	1,554	33.2	351,059	56,260	294,799			
短大卒	339	36.9	331,750	39,659	292,091			
高校卒	820	35.8	328,510	43,997	284,513			
中学卒	9	39.7	321,015	63,612	257,403			

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 関 係 職 種	支店長	人	歳	円	円	円	行政職 9級	
	大学卒	35	52.9	758,351	71	758,280		
	短大卒	25	52.7	786,387	73	786,314		構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)
	高校卒	2	49.0	669,937	0	669,937		
	中学卒	8	54.6	692,840	81	692,759		
	—	—	—	—	—	—		
	—	—	—	—	—	—		
	工場長	16	53.7	756,989	56	756,933		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	9	54.2	780,019	0	780,019		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	6	52.0	692,305	149	692,156		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	346	52.6	704,583	8,623	695,960		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	273	52.3	718,644	9,388	709,256		
	短大卒	23	52.6	638,166	6,944	631,222		
	高校卒	50	54.0	658,359	5,217	653,142		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	209	53.0	700,096	984	699,112		
	大学卒	165	52.9	714,919	1,073	713,846		
	短大卒	17	53.6	684,326	101	684,225		
高校卒	27	53.4	619,440	995	618,445			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務部次長	205	49.5	638,693	11,209	627,484	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大学卒	175	49.1	637,899	11,701	626,198			
短大卒	12	48.9	616,983	5,863	611,120			
高校卒	18	53.3	660,886	10,000	650,886			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術部次長	51	51.6	570,987	1,020	569,967			
大学卒	29	50.6	632,421	1,322	631,099			
短大卒	7	49.1	487,304	1,953	485,351			
高校卒	15	54.6	491,267	0	491,267			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	732	48.9	590,187	12,592	577,595	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	505	48.1	592,993	14,413	578,580			
短大卒	56	49.9	602,382	12,785	589,597			
高校卒	171	50.9	577,910	7,154	570,756			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	490	50.4	611,711	9,022	602,689			
大学卒	302	49.9	626,598	11,073	615,525			
短大卒	52	50.2	621,349	380	620,969			
高校卒	136	51.6	574,968	7,772	567,196			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
	大学卒	261	45.5	532,873	42,397	490,476		
	短大卒	165	42.9	501,544	45,242	456,302		
	高校卒	23	49.4	535,474	43,850	491,624		
	中学卒	73	50.2	602,864	35,506	567,358		
	—	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	96	46.5	567,789	85,248	482,541		
	大学卒	50	43.8	576,271	104,381	471,890		
	短大卒	13	46.5	623,419	86,033	537,386		
	高校卒	33	50.7	533,022	55,948	477,074		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	786	45.8	440,965	35,936	405,029	係の長及び係長級専門職	行政職 3級、4級
	大学卒	425	43.6	446,102	41,236	404,866		
	短大卒	76	47.5	417,263	34,392	382,871		
	高校卒	280	48.6	440,288	28,422	411,866		
	中学卒	5	43.2	402,586	29,846	372,740		
	技術係長	710	45.8	503,696	64,153	439,543		
	大学卒	400	43.8	494,765	62,141	432,624		
	短大卒	59	46.1	507,049	80,842	426,207		
	高校卒	251	49.0	517,140	63,434	453,706		
中学卒	—	—	—	—	—			
事務主任	739	42.4	378,686	39,219	339,467	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級、4級)	
大学卒	410	39.1	372,059	40,793	331,266			
短大卒	101	45.7	366,312	35,277	331,035			
高校卒	224	46.8	396,577	38,203	358,374			
中学卒	4	51.0	368,542	34,476	334,066			
技術主任	593	43.1	454,437	65,482	388,955			
大学卒	282	40.8	441,968	75,895	366,073			
短大卒	64	43.3	417,418	55,198	362,220			
高校卒	247	45.7	478,266	56,259	422,007			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	2,796	35.6	324,244	34,370	289,874		行政職 1級	
大学卒	1,728	32.8	327,973	37,883	290,090			
短大卒	364	40.2	306,791	24,079	282,712			
高校卒	701	40.2	324,330	31,112	293,218			
中学卒	3	41.3	273,989	20,858	253,131			
技術係員	1,743	34.7	358,421	57,777	300,644			
大学卒	962	33.9	377,259	67,293	309,966			
短大卒	196	35.2	338,262	43,589	294,673			
高校卒	577	35.6	334,467	46,755	287,712			
中学卒	8	40.1	314,866	56,257	258,609			

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給す る給 与(A)	うち 時間 外 手 当(B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級	
	大学卒	—	—	—	—			
	短大卒	—	—	—	—			
	高校卒	—	—	—	—			
	中学卒	—	—	—	—			
	工場長	6	53.7	594,975	0	594,975		構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	2	49.0	648,839	0	648,839		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	4	56.0	568,043	0	568,043		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	109	52.9	576,640	3,749	572,891		2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	71	53.0	586,652	3,563	583,089		
	短大卒	11	52.4	551,833	0	551,833		
	高校卒	27	52.6	560,416	5,763	554,653		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	77	53.3	600,599	2,904	597,695		
	大学卒	52	53.2	621,831	829	621,002		
	短大卒	10	53.5	591,969	12,887	579,082		
	高校卒	15	53.4	532,747	3,440	529,307		
	中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	35	50.0	483,446	1,159	482,287	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)		
大学卒	19	49.3	499,862	1,242	498,620			
短大卒	7	51.1	443,639	2,428	441,211			
高校卒	8	50.9	468,636	0	468,636			
中学卒	*	*	*	*	*			
技術部次長	29	49.3	511,538	8,307	503,231			
大学卒	20	49.0	523,174	7,143	516,031			
短大卒	4	49.5	421,525	24,510	397,015			
高校卒	5	50.4	537,002	0	537,002			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	140	49.0	447,847	18,271	429,576	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職		
大学卒	77	49.0	466,195	14,827	451,368			
短大卒	18	48.6	433,770	22,750	411,020			
高校卒	45	49.3	422,081	22,372	399,709			
中学卒	—	—	—	—	—			
技術課長	166	48.5	482,174	8,399	473,775			
大学卒	88	47.4	488,906	9,388	479,518			
短大卒	25	48.5	481,169	1,699	479,470			
高校卒	51	50.2	474,371	10,304	464,067			
中学卒	2	48.0	397,500	0	397,500			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	事務課長代理	43	46.6	421,062	15,074	405,988	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
	大学卒	24	45.3	438,197	18,675	419,522		
	短大卒	7	48.7	405,679	18,870	386,809		
	高校卒	12	48.1	395,767	5,658	390,109		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術課長代理	39	48.2	479,412	7,891	471,521		
	大学卒	23	48.1	476,347	7,268	469,079		
	短大卒	2	45.5	422,700	0	422,700		
	高校卒	14	48.6	492,550	10,042	482,508		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	事務係長	329	44.9	384,395	34,094	350,301	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	大学卒	189	43.2	392,361	34,911	357,450		
	短大卒	50	47.9	397,350	34,281	363,069		
	高校卒	89	47.0	360,026	30,391	329,635		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	技術係長	201	44.4	412,343	49,908	362,435		
	大学卒	120	43.4	410,797	46,622	364,175		
	短大卒	27	44.1	431,032	46,854	384,178		
高校卒	53	47.0	406,564	58,130	348,434			
中学卒	*	*	*	*	*			
事務主任	293	41.6	346,405	38,027	308,378	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
大学卒	157	39.4	357,276	40,810	316,466			
短大卒	45	45.2	339,895	33,106	306,789			
高校卒	88	43.7	327,391	34,098	293,293			
中学卒	3	47.3	432,856	81,428	351,428			
技術主任	164	40.4	353,860	48,680	305,180			
大学卒	88	38.6	346,997	44,776	302,221			
短大卒	29	41.6	326,728	32,302	294,426			
高校卒	47	43.0	383,450	66,094	317,356			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務係員	1,101	36.4	283,914	27,728	256,186		行政職 1級	
大学卒	610	33.3	295,300	31,353	263,947			
短大卒	156	41.4	283,041	24,448	258,593			
高校卒	330	39.7	263,225	22,310	240,915			
中学卒	5	38.2	287,688	45,494	242,194			
技術係員	751	33.7	313,059	37,289	275,770			
大学卒	446	31.6	309,374	37,561	271,813			
短大卒	103	38.1	319,801	33,444	286,357			
高校卒	201	36.2	317,495	38,233	279,262			
中学卒	*	*	*	*	*			

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級	
			きま って支 給 する 給与 (A)	うち 時間 外 手当 (B)	(A) - (B)			
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支店長	—	—	—	—	—	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	工場長	—	—	—	—	—		構成員50人以上の工場 の長 (取締役兼任者を除く。)
	大学卒	—	—	—	—	—		
	短大卒	—	—	—	—	—		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	事務部長	28	52.1	527,768	74	527,694	2課以上又は構成員 20人以上の部の長 職能資格等が上記部 の長と同等と認めら れる部の長及び部長 級専門職 (取締役兼任者を除 く。)	
	大学卒	20	51.5	543,834	104	543,730		
	短大卒	2	56.5	444,665	0	444,665		
	高校卒	6	53.0	501,917	0	501,917		
	中学卒	—	—	—	—	—		
	技術部長	19	50.9	506,264	8,886	497,378		
	大学卒	7	50.3	553,794	0	553,794		
	短大卒	3	50.7	468,853	0	468,853		
	高校卒	8	52.3	483,921	21,104	462,817		
	中学卒	*	*	*	*	*		
	事務部次長	6	47.7	649,940	310	649,630		前記部長に事故等 のあるときの職務代 行者 職能資格等が上記部 の次長と同等と認め られる部の次長及び 部次長級専門職 中間職(部長一課長 間)
	大学卒	5	45.6	614,360	372	613,988		
	短大卒	*	*	*	*	*		
	高校卒	—	—	—	—	—		
	中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	10	50.0	455,329	0	455,329			
大学卒	7	50.6	471,298	0	471,298			
短大卒	2	44.0	396,250	0	396,250			
高校卒	*	*	*	*	*			
中学卒	—	—	—	—	—			
事務課長	39	48.2	439,740	7,612	432,128	2係以上又は構成員 10人以上の課の長 職能資格等が上記課 の長と同等と認めら れる課の長及び課長 級専門職		
大学卒	23	46.4	463,601	4,035	459,566			
短大卒	3	48.3	338,297	0	338,297			
高校卒	11	49.7	409,111	18,551	390,560			
中学卒	2	59.0	485,966	0	485,966			
技術課長	36	45.9	417,225	3,449	413,776			
大学卒	21	45.5	429,795	1,293	428,502			
短大卒	5	42.4	366,953	0	366,953			
高校卒	10	48.5	415,964	9,700	406,264			
中学卒	—	—	—	—	—			

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
事 務 係 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 主 任 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 主 任 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 事 務 係 員 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 員 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
	17	45.6	472,472	38,451	434,021		
	13	43.2	499,758	50,282	449,476		
	*	*	*	*	*		
	3	57.7	377,333	0	377,333		
	—	—	—	—	—		
	8	49.3	367,125	3,245	363,880		
	4	46.8	359,698	348	359,350		
	—	—	—	—	—		
	4	51.8	374,553	6,143	368,410		
	—	—	—	—	—		
	64	46.6	333,752	32,048	301,704	係の長及び係長級専門職	行政職 3級
	33	44.6	335,819	19,550	316,269		
	6	50.5	309,408	25,699	283,709		
	24	47.9	333,337	48,611	284,726		
	*	*	*	*	*		
	41	44.7	337,416	29,257	308,159		
	18	42.2	353,908	40,156	313,752		
	3	44.0	328,683	15,390	313,293		
20	47.1	323,882	21,526	302,356			
—	—	—	—	—			
65	43.3	288,202	23,920	264,282	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)	
19	40.2	300,518	15,455	285,063			
15	47.4	284,457	26,842	257,615			
30	42.8	281,272	27,584	253,688			
*	*	*	*	*			
36	41.2	316,134	24,182	291,952			
22	38.0	315,230	23,714	291,516			
5	43.2	276,036	21,946	254,090			
9	47.9	340,623	26,571	314,052			
—	—	—	—	—			
381	37.4	268,796	25,715	243,081		行政職 1級	
181	35.6	299,138	30,505	268,633			
52	39.9	240,122	21,535	218,587			
144	38.8	241,377	21,202	220,175			
4	35.3	255,672	25,764	229,908			
228	35.4	308,948	38,643	270,305			
146	33.2	305,764	40,679	265,085			
40	42.0	330,611	36,406	294,205			
42	36.8	299,382	33,694	265,688			
—	—	—	—	—			

その2 給与比較の対象外職種

企業規模計

職 種 名		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令 和 3 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
				きま ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A)－(B)	
研 究 関 係 職 種	研 究 所 長	*	歳 *	円 *	円 *	円 *	* 構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。) 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長 * 構成員3人以上の室(係)の長 下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研 究 部 (課) 長	12	48.5	612,478	0	612,478	
	研 究 室 (係) 長	9	50.6	609,017	0	609,017	
	主 任 研 究 員	26	42.5	511,530	146	511,384	
	研 究 員	54	36.6	412,026	57,675	354,351	
	研 究 補 助 員	18	30.4	316,416	47,471	268,945	
教 育 関 係 職 種	大 学 学 長 ・ 副 学 長 ・ 学 部 長	36	59.2	932,894	36,990	895,904	
	大 学 教 授	196	57.9	791,338	26,574	764,764	
	大 学 准 教 授	159	48.0	648,064	27,853	620,211	
	大 学 講 師	122	41.1	541,151	20,450	520,701	
	大 学 助 教	82	41.5	561,952	31,411	530,541	
	高 等 学 校 校 長	*	*	*	*	*	
	高 等 学 校 教 頭	12	56.4	570,790	241	570,549	
高 等 学 校 教 諭	114	44.3	437,789	4,123	433,666		

第17表 民間における家族手当の支給状況

支 給 の 有 無		事 業 所 割 合
家族手当制度がある		79.6%
配偶者に家族手当を支給する		(86.4%)
家族手当制度がない		20.4%
扶養家族の 構成別 支給月額	配 偶 者	13,315 円
	配偶者と子1人	19,676 円
	配偶者と子2人	25,760 円

(注) 1 ()内は、家族手当制度がある事業所を100とした割合である。

2 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第18表 民間における在宅勤務手当の支給状況

その1 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務手当を 支給する	在宅勤務手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
56.3 %	(17.9) %	(82.1) %	43.7 %

(注) ()内は在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。

その2 在宅勤務手当の支給の検討状況

検討している	検討していない
27.6 %	72.4 %

(注) 在宅勤務を実施している事業所のうち在宅勤務手当を支給しない事業所を100とした割合である。

第19表 民間における冬季賞与の配分状況

項 目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非 役 員)	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模	%	%	%	%	%	%
規模計	55.4	44.6	50.2	49.8	48.7	51.3
500人以上	52.0	48.0	44.7	55.3	43.4	56.6
100人以上500人未満	55.4	44.6	51.8	48.2	50.6	49.4
50人以上100人未満	65.9	34.1	62.5	37.5	60.6	39.4

第20表 民間における定年制の状況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
99.4 %	80.7 %	18.7 %	0.6 %

(注) 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合である。

第21表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所における一定年齢到達を理由とした給与減額の状況

区 分	項 目	給与減額あり		給与減額なし
			60歳で減額	
課 長 級		58.3 %	42.5 %	41.7 %
非 管 理 職		57.0	41.5	43.0

(注) 1 「定年年齢を60歳から引き上げた事業所」には、定年制を廃止した事業所を含む(第22表において同じ。)
 2 一定年齢到達時に常勤従業員の給与を減額する仕組みの有無を回答した事業所を100とした割合である。

第22表 定年年齢を60歳から引き上げた事業所のうち、60歳で給与を減額している事業所における60歳を超える従業員の年間給与水準

課 長 級	非 管 理 職
61.1 %	60.5 %

(注) 標準的な常勤従業員が60歳になる前に受けていた年間給与水準を100とした場合に60歳を超えて受ける年間給与水準の割合である。

3 生計費関係資料

令和3年4月の標準生計費算定方法

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和3年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」の大分類項目に対応する。

食料費 …… 食料

住居関係費 …… 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 …… 被服及び履物

雑費Ⅰ …… 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費Ⅱ …… その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（福岡市・勤労者世帯）における令和3年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯の費目別支出金額に消費動向の変動分を反映したものに、全国の費目別平均支出金額に対する本県の費目別平均支出金額の割合を乗じて求めた。

第23表 福岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(令和3年4月)

世帯人員 費目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
食 料 費	27,950 円	44,800 円	52,320 円	59,840 円	67,370 円
住 居 関 係 費	46,790	56,980	49,060	41,150	33,240
被 服 ・ 履 物 費	5,440	6,110	7,660	9,200	10,750
雑 費 I	19,080	41,180	51,050	60,910	70,790
雑 費 II	8,520	25,090	24,540	23,980	23,430
計	107,780	174,160	184,630	195,080	205,580

4 労働経済関係資料

第24表 労働経済指標

項目 年度 年月	① 実質国内総生産 (GDP)	② 常用雇用指数 (調査産業計)		③ 有効求人倍率 (季節調整値)		④ 完全失業率 (季節調整値)		⑤ きまってる支給与 (調査産業計)				⑥ 所定 (調査)	
		全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	福岡県	全国	福岡県	全国
	前年度比・前期比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	前年度比・前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	(%)	(%) (推定)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・前年同月比 (%)
令和元年度	△ 0.5	1.2	△ 1.0	1.55	1.52	2.3	2.8	296.1	0.1	270.8	△ 0.7	271.1	0.2
2年度	△ 4.5	0.0	0.0	1.10	1.06	2.9	3.0	293.3	△ 1.0	272.2	0.6	271.5	0.1
令和2年4月	△ 7.9	0.8	△ 0.6	1.30	1.15	2.6	3.0	295.7	△ 1.3	273.3	0.5	272.9	△ 0.1
5月		0.2	△ 0.3	1.18	1.05	2.8		287.2	△ 2.6	266.2	△ 1.3	268.6	△ 0.3
6月		0.2	0.1	1.12	1.01	2.8		290.9	△ 2.2	269.8	0.6	272.2	△ 0.1
7月	5.3	0.2	0.0	1.09	0.97	2.9	3.1	292.7	△ 1.3	271.0	△ 0.3	272.2	0.2
8月		0.2	0.0	1.05	0.92	3.0		291.1	△ 1.6	270.4	0.2	269.9	△ 0.4
9月		△ 0.1	1.0	1.04	0.91	3.0		292.9	△ 1.0	271.2	0.5	271.7	0.0
10月	2.8	△ 0.1	0.1	1.04	0.92	3.1	3.1	296.3	△ 0.7	272.6	△ 0.8	273.8	0.3
11月		△ 0.1	1.1	1.05	0.93	3.0		294.2	△ 1.2	274.2	1.9	271.1	△ 0.3
12月		△ 0.3	0.3	1.05	0.91	3.0		295.0	△ 0.7	275.0	0.9	271.9	0.1
令和3年1月	△ 0.9	△ 0.3	△ 1.4	1.10	0.94	2.9	3.1	293.0	0.0	272.9	0.9	270.0	0.4
2月		△ 0.4	△ 0.2	1.09	0.94	2.9		292.8	△ 0.3	271.2	1.8	269.9	0.3
3月		△ 0.2	0.2	1.10	0.94	2.6		297.3	1.1	278.9	1.6	273.7	1.5
4月	0.3	△ 0.3	0.6	1.09	0.95	2.8	3.2	300.3	1.6	278.8	2.0	275.9	1.1
5月		0.2	0.4	1.09	0.97	3.0		294.9	2.6	270.3	1.6	272.1	1.4
6月		0.0	△ 0.5	1.13	1.00	2.9		297.2	2.1	270.0	0.0	274.4	0.8
資料出所	内閣府	厚生労働省				総務省		厚生					

- (注) 1 ①、②、⑤、⑥、⑩、⑪については平成27年基準である。
 2 ②、⑤、⑥、⑦、⑧は「毎月勤労統計調査」(事業所規模 30人以上)の数値である。
 3 ④の福岡県の欄の数値は、総務省の労働力調査都道府県別結果(モデル推計による都道府県標本設計を行っておらず、標本規模も小さいことなどにより、全国結果に比べ結果精度が
 4 ④の福岡県の欄及び⑨の欄中令和元年度、2年度の項は、それぞれ令和元暦年、2暦年の

内 給 与 産業計)	⑦ 総 実 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑧ 所 定 外 労 働 時 間 数 (調査産業計)		⑨ 消 費 支 出 (名 目) (二人以上の世帯)				⑩ 消 費 者 物 価 指 数 (総 合)		⑪ 国内 企業 物価 指数	
	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡県	全国	福岡市	全国	福岡市	全国	福岡市	
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)	(時間)	(時間)	(千円)	前 年 比 ・ 前年同月比 (%)	(千円)	前 年 比 ・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)	前年度比・ 前年同月比 (%)
247.8	△ 0.5	144.2	144.8	12.3	12.5	293.4	2.1	299.6	△ 7.1	0.5	0.7	0.1
252.6	1.9	140.0	142.7	10.6	10.6	277.9	△ 5.3	317.0	5.8	△ 0.2	0.0	△ 1.4
253.4	2.2	143.8	142.7	10.5	10.3	267.9	△ 11.0	297.7	△ 0.8	0.1	0.3	△ 2.5
249.3	1.1	126.9	130.6	8.6	8.8	252.0	△ 16.2	258.2	△ 13.1	0.1	0.5	△ 2.7
252.2	2.6	141.3	144.8	9.3	9.4	273.7	△ 1.1	335.4	11.1	0.1	0.4	△ 1.6
253.1	1.8	145.8	148.7	10.3	10.6	266.9	△ 7.3	318.2	8.7	0.3	0.7	△ 1.0
250.0	1.3	133.7	138.8	9.9	10.3	276.4	△ 6.7	359.6	23.7	0.2	0.4	△ 0.6
251.4	1.5	140.6	142.9	10.7	10.5	269.9	△ 10.2	309.7	3.5	0.0	0.0	△ 0.8
252.0	0.3	147.4	150.0	11.3	11.4	283.5	1.4	353.6	17.9	△ 0.4	△ 0.4	△ 2.1
252.8	2.7	143.4	145.8	11.4	12.0	278.7	0.0	379.6	30.1	△ 0.9	△ 0.7	△ 2.3
253.0	1.7	142.3	145.4	11.5	12.2	315.0	△ 2.0	350.9	7.2	△ 1.2	△ 0.9	△ 2.0
253.2	2.4	135.1	139.0	11.0	10.5	267.8	△ 6.8	308.1	4.5	△ 0.6	△ 0.3	△ 1.5
251.5	2.8	135.4	136.3	11.1	10.5	252.5	△ 7.1	324.7	23.9	△ 0.4	△ 0.2	△ 0.6
258.9	2.5	145.1	147.4	12.0	11.2	309.8	6.0	318.2	11.7	△ 0.2	△ 0.1	1.2
258.6	2.0	150.4	151.3	12.1	11.6	301.0	12.4	275.4	△ 7.5	△ 0.4	△ 0.4	3.9
251.1	0.7	136.0	138.4	11.1	10.4	281.1	11.5	275.5	6.7	△ 0.1	△ 0.6	5.1
250.6	△ 0.7	146.9	147.1	11.4	10.8	260.3	△ 4.9	244.3	△ 27.2	0.2	△ 0.5	5.0
労 働 省					総 務 省					日本銀行		

県別結果)である。総務省は当該モデル推計について、「労働力調査は都道府県別に表章するように十分に確保できないとみられることから、結果の利用に当たっては留意すること。」としている。数値である。